

## 増えるオンラインゲームのトラブル！

パソコンだけでなく、携帯電話やスマートフォン等で気軽に楽しめるオンラインゲーム。楽しくてついつい長時間利用しがちですが、その仕組みや利用条件を十分に把握しておかないと、思いもよらないトラブルに発展します。

特に、親が子どもに遊ばせる場合には要注意です。

### 事例 1

携帯電話の通信費をクレジット払いにしている。半年前から請求が高額となり気にしていたが、先日子ども（10歳）が利用したオンラインゲームの利用料と判明した。子どもはクレジット番号等の入力はしていないと言う。取消は可能か。（40歳代 男性）

### 事例 2

息子（8歳）に無料ゲームならよいと携帯電話を渡して遊ばせていた。しばらくすると「アイテムのご購入ありがとうございました。」とのメールが私の携帯電話に届いた。あわててゲームをやめさせたが、どうやらゲーム中適当にボタンを押し、有料のアイテム購入をしてしまったらしい。契約を取り消すことはできないか。（30歳代 男性）

### アドバイス

オンラインゲームには、無料で遊べることを宣伝しているものが多いですが、大半がゲーム内でアイテム購入するなどすると、課金される仕組みになっています。

また、利用料等の支払いもオンラインで容易に決済できる仕組みとなっていますので、親が子どもに遊ばせる場合には、親が課金の仕組みや利用条件を十分に把握する必要がありますし、クレジット番号等の重要な情報が外部に漏れる可能性もあります。

子どもに遊ばせる場合には、事前に親子でゲームについて確認し、話し合うようにしましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

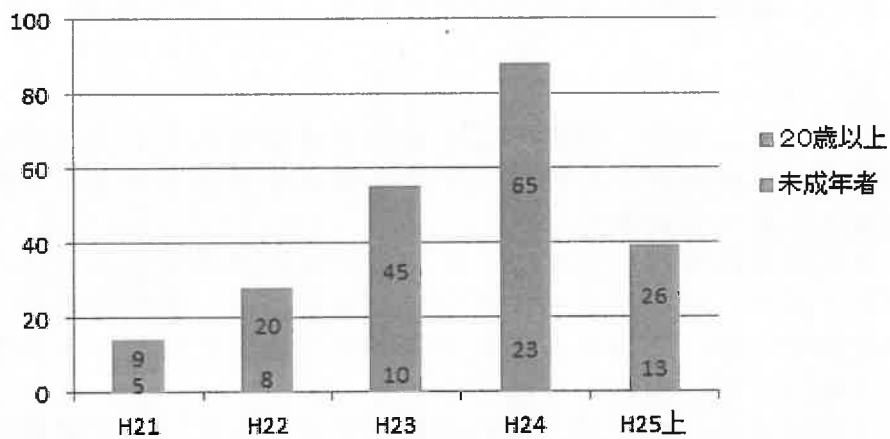
(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります

H26. 1. 28 岐阜新聞



オンラインゲームに関する相談件数  
(平成21年度~平成25年度上半期)